

長崎日本大学中学・高等学校 文化部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期における文化部活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限。中学は1.1時間程度・高校は16時間以内とする」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会 国・県の文化部ガイドライン)

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

学校法人 長崎日本大学学園

学校法人長崎日本大学学園 文化部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的等の特性を踏まえつつ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定する。
- ・生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行い、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ・学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- ・文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- 1 部活動は生徒が主役のスローガンのもとに、生徒の自主的、自発的な参加により行い、学校教育の一環として実施する。
- 2 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- 3 技術・表現力等を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

【休養日及び活動時間】

休養日 ① 学期中

- ・中学校 週当たり2日以上(平日1日、土曜日及び日曜日は1日以上、及び家庭の日(毎月第3日曜日)は原則部活動を実施しない。)

- ・高等学校 週当たり1日以上(月に2回以上は週末を休養日)

② 長期休暇中 中高ともに原則学期中に準じた扱いを行う。

- ・また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

活動時間 上限で平日2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度。

※定期考査1週間前及び定期考査中の部活動、原則禁止

※週当たりの活動時間は中学校は1.1時間程度、高等学校は16時間以内を目安とする。

※大会等は上記練習時間の設定とは別に計画する。その際には振替も含めた生徒の休養日を設ける。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出と公開】

① 各部活動顧問が年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。

② 年間活動計画及び月間活動計画については、ホームページに掲示する。

【保護者や外部指導者との連携】

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する活動方針・練習計画・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

【指導について】

1 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

2 事故防止等について

文化部顧問は事故防止について十分な注意を払うとともに、健康面について配慮をした指導を行う。特に熱中症に関しては、熱中症計を活用して状況を把握し、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行う。